

第15回情報公開委員会議事次第

1. 日 時 令和元年 9月 12日 (木) 13:30~14:00

2. 場 所 TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター 11階
カンファレンスルーム11D
(〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-8-16 新槇町ビル)

3. 出席者 委 員 鈴木 秀美 慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所 教授
委 員 西土 彰一郎 成城大学 法学部 教授
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院法学研究科 教授
委 員 市村 元 関西大学 客員教授
委 員 高後 元彦 弁護士

4. 議 題

- (1) 委員長の互選について
- (2) 部会長の指名について
- (3) 第14回情報公開委員会議事概要について
- (4) 平成30年度の情報公開法施行状況について
- (5) 情報公開委員会検討部会の開催状況について
- (6) その他

5. 配付資料

情公15-1 情報公開委員会の設置について
情公15-2 第14回情報公開委員会議事概要
情公15-3-1 平成30年度の情報公開法施行状況について
情公15-3-2 平成30年度の情報公開法施行状況一覧
情公15-4 情報公開委員会検討部会の開催状況について

以上

【情公15-1】

平成17年10月1日
17（達）第8号
（改正）平成27年3月27日
26（達）第115号

○ 情報公開委員会の設置について

（目的）

第1条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における情報公開の適正かつ円滑な運用に資するため、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌業務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、審議又は検討を行い、理事長に意見具申することができる。

- （1）情報公開に関する重要事項
- （2）情報公開法施行状況の確認
- （3）その他委員長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

（委員）

第4条 委員は、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（検討部会）

第5条 委員長は、第2条第1号の検討を行うに当たり、検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、委員若干名をもって組織される。
- 3 部会長は、部会委員のうちから委員長が指名する。

（任期）

第6条 委員長、委員及び部会委員の任期は、1事業年度内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員長、委員及び部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会及び部会の招集）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員の過半数が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、原則として非公開で行うものとする。
- 6 委員長又は部会長は、審議、検討案件に係る意見又は説明を求めるため、必要な場合は、機構役職員又は外部の者を、委員会又は部会に参加させることができる。

(議事要旨の公表)

第8条 委員会及び検討部会の議事要旨は、インターネット等により公表するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の庶務は、広報部情報公開課が行う。

(補足)

第11条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広報部長が別に定めることができる。

附 則

この達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日 26 (達) 第115号)

この達は、平成27年4月1日から施行する。

第14回情報公開委員会議事概要

平成30年 10月 3日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成30年 9月 7日 (金) 13:45～14:10
2. 場 所 TKP東京駅前カンファレンスセンター 9階
カンファレンスルーム9A
(〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-5-20 石塚八重洲ビル)
3. 出席者 委員長 鈴木 秀美 慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所 教授
委員長代理 西土 彰一郎 成城大学 法学部 教授
委 員 市村 元 関西大学 客員教授
委 員 高後 元彦 弁護士
4. 議 題
 - (1) 委員長の互選について
 - (2) 第13回情報公開委員会議事概要について
 - (3) 平成29年度開示請求対応状況について
 - (4) 情報公開委員会検討部会の開催状況について
 - (5) その他
5. 配付資料
 - 情公14-1 達・情報公開委員会の設置について
 - 情公14-2 第13回情報公開委員会議事概要
 - 情公14-3 平成29年度の開示請求対応状況について
 - 情公14-4 情報公開委員会検討部会の開催状況について
6. 議事要旨
 - (1) 委員長の互選について
情公14-1 第4条第2項に基づき、委員の互選により鈴木委員を委員長に決定した。また、委員長代理と部会長には、西土委員が委員長から指名された。
 - (2) 第13回情報公開委員会議事概要について
事務局から、情公14-2に基づき、第13回情報公開委員会議事概要について

報告があり、確認がなされた。

(3) 平成29年度の開示請求対応状況について

事務局から、情公14-3に基づき、平成29年度の開示請求対応状況について報告があり、確認がなされた。

(4) 情報公開委員会検討部会の開催状況について

事務局から、情公14-4に基づき、情報公開委員会検討部会の開催状況について報告があり、確認がなされた。

以 上

平成30年度の情報公開法施行状況について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに請求があった開示請求への対応状況について、次のとおり報告する。

1. 開示請求件数及び開示決定等の状況

平成30年度の開示請求件数は、表1のとおり15件であった。この件数は、平成29年度における開示請求件数39件と比較して減少している。

【表1】開示請求件数と開示決定等の状況

年度	請求件数	開示決定		不開示決定	事案の移送	取下げ
		全部開示	部分開示			
平成30年度	15件 (13件)	0件	11件	3件	0件	0件
平成29年度	39件 (11件)	4件	35件	4件	0件	0件

※上表の請求件数の（ ）内の件数は、開示請求書の受付件数である。

※1件の開示請求につき、全部開示と不開示決定のそれぞれに分けて決定した件があるため、請求件数と開示決定、不開示決定、事案の移送及び取下げの件数の合計数は一致しない。

2. 不開示とした理由の内訳

(1) 部分開示決定における不開示理由

開示請求があった15件のうち、11件については部分開示とした。

これら事案を部分開示とした理由は、表2のとおりである。

【表2】部分開示決定における不開示理由の内訳

年度	個人情報	法人情報	審議・検討情報	事務・事業情報
平成30年度	9件	5件	0件	4件
平成29年度	33件	5件	0件	13件

※1件の決定において複数の不開示理由に該当する事案があるため、部分開示決定の件数と上表の合計数は一致しない。

(2) 不開示決定（全部不開示）における不開示理由

開示請求があった15件のうち、3件については全部不開示とした。

この事案を不開示とした理由は、表3のとおりである。

【表 3】不開示決定における不開示理由の内訳

年度	個人情報	法人情報	審議・検討 情報	事務・事業 情報	文書 不存在
平成 30 年度	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件
平成 29 年度	0 件	0 件	0 件	0 件	4 件

3. 補正又は開示決定等までに要した平均日数

開示請求書の受付を行った 13 件のうち、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）」第 4 条第 2 項に基づき補正を行った事案は 5 件、法第 10 条第 2 項に基づき開示決定等の期限（以下「期限」という。）の延長を行った事案は 3 件、期限の延長を行わなかった事案は 10 件である。また、法第 11 条に基づき期限の特例を適用した事案はなかった。

これら事案における補正に要した平均日数及び開示決定等までに要した平均日数は、表 4 のとおりである。

期限を延長した理由は、対象文書の特定に時間を要したこと、第三者への開示に対する意見聴取に時間を要したことによるものである。

なお、期限内（延長も含む）に開示決定等を行うことができなかった事案はなかった。

【表 4】補正及び開示決定等までに要した平均日数

年度	補正	開示決定等		
		延長あり	延長なし	特例適用
平成 30 年度	3 日 (5 件)	50 日 (3 件)	24 日 (10 件)	— (0 件)
平成 29 年度	1 日 (3 件)	51 日 (6 件)	25 日 (5 件)	— (0 件)

※上表の（ ）内の件数は、補正・延長・特例を適用した開示決定等の件数(受付件数)である。

※開示決定等に要した平均日数については、補正に要した日数を除いて算出。

4. 審査請求（異議申立て）等の状況

(1) 平成 30 年度に答申が出された事案：0 件

(2) 平成 30 年度に審査請求がなされた事案：0 件

(3) 平成 30 年度に訴訟を提起された事案：0 件

以上

平成30年度の情報公開法施行状況一覧

No.	資料請求 受付番号	開示請求内容	請求件数	開示決定		不開示 決定	取下げ	備考
				全部開示	部分開示			
1	30青森001	貴機構と東京電力株式会社が締結している機構の関根浜港の土地及び構築物の使用に関する平成30年度賃貸借契約書	1件		1件			
2	30本部001	東京電力、東北電力、日本原子力発電などとの、津波に関する情報連絡会に係る議事メモ。期間：2002年8月～2011年3月	1件		1件			
3	30本部002	貴機構が8月1日に開催した(バックエンド)ロードマップ委員会で提示された会議資料と、その会議資料作成に当たって参照した関係資料一切	1件		1件			
4	30敦賀001	水野浩志株式会社(平成26年12月5日)代表取締役水野浩志に係る国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対しての入札の書類の一式(2件)	2件		2件			
5	30本部003	水野浩志株式会社(平成26年12月5日)代表取締役水野浩志に係る国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対しての入札の書類及び審査請求の書類の一式(1件)	1件		1件			
6	30本部004	大湊施設外周フェンス更新工事 上記1工事、金入り設計書	1件		1件			
7	30本部005	日本原子力研究開発機構が平成30年度に開いたバックエンドロードマップ委員会での配布資料及び、議事録など議論の内容が分かる資料	1件		1件			
8	30本部006	①除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループのすべての回(第1回～8回)における「議事録案」と「音声データ」。	2件		1件※			

No.	資料請求 受付番号	開示請求内容	請求件数	開示決定		不開示 決定	取下げ	備考
				全部開示	部分開示			
9	30本部007	日本原子力研究開発機構の担当者が、東京電力、東北電力、日本原子力発電などと津波に関しての情報共有をした内容がわかるメールの一切。例えばJAEAの飛田副センター長がメールでやりとりしたものが該当するが、その他のものを排除しない。期間：2008年1月～2008年12月	1件			1件		
10	30本部008	2011年3月11日から平成30年度までで、貴機構が株式会社電通・電通東日本に委託した事業があれば、すべての契約書(業務内容が示されている仕様書を含む)。	1件			1件		
11	30本部009	2018年1月1日から2019年1月30日の期間における瑞浪市との面談の記録一切(紙、録音物、映像などを含む)。	1件		1件			
12	30本部010	2014年1月1日から2019年2月5日の間の岐阜県との面談、メール及び電話などの記録のすべて(映像や録音物などを含む)。	1件		1件			
13	30本部011	平成18年から議論を開始した「高速増殖炉サイクル実証研究プロセス研究会」に関し、日本原子力研究開発機構で紙媒体、電子媒体または音声ファイルの形で作成または保有している全ての資料(インターネットなどで公開されているものを除く)。会合で配布された資料や会合の議事録、メモ、会合に関して作成された電子メールを含む。	1件			1件		
			15件	0件	11件	3件	0件	

※30本部006においては、2件の請求を、まとめて部分開示と決定しているため、請求件数と開示決定、不開示決定及び取下げの件数の合計数は一致しない。

情報公開委員会検討部会の開催状況について

第14回情報公開委員会（平成30年9月7日開催）以降、情報公開委員会検討部会（以下「検討部会」という。）を以下のとおり開催した。

なお、検討部会での検討・審議内容は、議事概要を作成し、速やかにホームページに掲載した。

開催日	検討・審議内容
第26回検討部会 平成30年9月7日	(1) 第25回情報公開委員会検討部会議事概要について (2) 開示請求の対応状況について (3) その他 ・ 機構の広報活動の紹介 — 研究成果を社会に届ける —
第27回検討部会 平成31年3月26日	(1) 第26回情報公開委員会検討部会議事概要について (2) 開示請求の対応状況について (3) 検討事項「開示請求手数料の追納遅滞と開示決定について」 (4) 検討事項「官庁等との面談記録についての開示請求に対する文書の範囲について」

以上